

<対策のポイント>

国内外の需要に応えていない果樹の生産基盤を強化するため、**省力的な樹園地への改植・新植、新たな担い手の確保・定着等**の取組を支援するほか、**産地の構造転換に向けたモデル実証**や関連産業からの参入も含めた**大規模・省力生産、気候変動への適応対策等**の取組を支援します。

<事業目標>

果実の生産量の拡大（245万t [令和5年度] →256万t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 省力的な樹園地への改植・新植支援

省力樹形や優良品目・品種への改植・新植と、それに伴う未収益期間における幼木の管理に要する経費を支援します。※省力樹形等への改植・新植を優先的に支援。

2. 新たな担い手の確保・定着の促進支援

果樹産地における新たな担い手の確保・定着に向け、**果樹型トレーニングファームの整備**や、**運営に必要な技術指導・管理委託等**に要する経費を支援します。

3. 苗木供給力の強化、国産花粉の安定生産・供給体制整備への支援

省力的な苗木生産設備の整備や、**契約に基づく苗木生産拡大に伴い必要となる安定生産技術の導入**、**国産花粉の安定生産・供給**に向けた取組を支援します。

4. 国産果実の流通加工への支援

慢性的な供給不足となっている加工・業務用等の国産果実の**省力的生産・出荷の実証等**の取組を支援します。

5. 産地の構造転換に向けた新技術実装・モデル実証への支援

① 新技術実装事業

省力樹形等への**大規模改植・新植**や**高温障害発生低減**に向けた資機材導入等を支援します。

② パイロット実証事業

生産供給体制モデルや**気候変動対応モデル**の実証の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

省力的な樹園地への改植・新植

【改植（括弧内は新植）の支援単価の例】

品目	かんきつ	りんご
省力樹形栽培	111 (108) 万円/10a (根域制限栽培)	73 (71) 万円/10a (超高密植栽培)
慣行栽培	23 (21) 万円/10a	17 (15) 万円/10a
未収益期間対策	5.5万円/10a×4年分 ※ 幼木管理経費（品目共通）	

- ・「地域計画の目標地図に位置付けられた者（見込含む）」が将来わかって営農を行うことが確実な園地」の改植・新植を支援
- ・自園地を省力樹形に一齐改植し、成園までの間は代替園地で営農を継続する取組を支援（代替園地に対し、11.2万円×5年分＝56万円/10a）

新たな担い手の確保・定着の促進



・整備した園地で新規就農希望者の研修を行い、当該園地を研修終了後に居抜きで継承

<支援内容>

- ・果樹型TFの整備（改植、小規模園地整備等）
- ・果樹型TFの管理（技術指導・管理委託等の経費）

生産性向上や気候変動への適応に向けた新技術実装やモデル実証を支援

新技術実装事業

<大規模改植・新植支援>



・大規模な改植・新植を支援
※生産方式革新実施計画の認定を受けた者（見込み含む）を対象に、5ha以上の改植・新植を支援

<高温障害発生低減に向けた技術的対策の導入支援>



・高温障害発生低減に効果がある遮光ネットや土壌被覆資材、細霧冷房等の導入を支援
・マメコバチの増殖のための環境整備等を支援

パイロット実証事業



・スマート技術や省力樹形の導入等を前提とした、**労働生産性の飛躍的向上**に向けた**生産供給体制モデル**を構築する実証の取組を支援
・**高温に対応した栽培体系への転換**に向けた**気候変動対応モデル**を構築する実証の取組を支援

【お問い合わせ先】

（1～3、5の事業）
（4の事業）

農産局果樹・茶グループ（03-3502-5957）
園芸作物課（03-3501-4096）

果実流通加工対策事業

国産果実の加工・業務用需要へ対応をするため、

- 産地が主体となって行う**果実加工品の試作の取組、省力化栽培・出荷技術等の実証**
- **高性能・高機能搾汁機等の整備等**による消費者ニーズへの対応
- **国産果実の需要に適応した契約取引の実証や、実需者とともに行う契約栽培の実証等**を支援します。

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 中価格帯・加工専用果実生産支援事業

消費者ニーズを捉えた果実加工品の試作、当該加工品の原料価格を想定した省力化栽培・出荷技術の実証等の取組を支援します。（補助率：定額）

1. 産地が主体となって行う生産・加工の取組の推進

- ・新たな果実加工品の試作による産地の収益力の向上
- ・収量増加に繋がる剪定方法の改善
- ・施肥方法の改善や防除作業の省力化による資材費の低減
- ・摘果を省略した栽培の実証や省力出荷の検討 など

2. 国産果実競争力強化事業

かんきつ果汁に係る経営分析・過剰設備の廃棄、全ての国産果実を対象とした高品質果汁製造設備の導入等を支援します。

（補助率：定額、2分の1以内、3分の1以内）

2. 果汁製造業の競争力強化の推進、果汁製品の高品質化設備の導入

- ・高機能搾汁機、長期保存施設等の導入
- ・新製品の開発、需要拡大に向けた取組の実施 など



3. 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業

加工・業務用等の果実の生産・流通実態を踏まえ、需要に適応した安定的な流通体制を構築するための契約取引の実証や、果実の選別及び出荷体制の構築等を支援します。（補助率：定額）

3. 産地と果実加工業者が一体的に行う供給不足解消の取組の推進

- ・需要に対応したサプライチェーン構築のための供給・販売計画の策定、需要調査
- ・省力化する技術等の栽培実証データの取得・分析 など



< 事業の流れ >



野菜・果実の摂取拡大対策事業

令和8年度予算概算要求額 11百万円（前年度 1百万円）

<対策のポイント>

野菜・果実の摂取拡大に向けて、野菜・果実の消費動向調査、ナッジ理論を活用した消費者の行動変容を促すための取組の実証、同調査や実証結果を踏まえたWebやSNSを活用した情報発信を実施します。

<事業目標>

- 1人1日当たりの野菜及び果実の摂取量の増加
（野菜：256g/日〔令和5年度〕→350g/日〔令和14年度まで〕、果実92.9g/日〔令和5年度〕→200g/日〔令和14年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

現状と課題

- 野菜・果実の摂取量は減少傾向に歯止めがかからず、令和5年の国民健康・栄養調査では過去最低を記録（野菜256g、果実93g・20歳以上1人1日当たり）。
- 若年層は摂取量が少ないことや、高齢層は摂取量は多いものの近年の減少幅が大きいことなど年齢層や性別によって、摂取量や経年変化の状況が異なる。
- これまでの「運動論」による推進だけでは、摂取量の改善が図られていないため、施策の再構築が必要。
- 国民の健康維持・増進、さらには野菜・果樹農業の維持拡大のために、摂取量の維持・拡大を図る必要がある。

1. 野菜・果実の消費動向調査

逐次変化する消費動向を把握し、摂取拡大の取組に反映するため、消費者ニーズや意識の変化等を性別・年齢層別等の属性ごとにアンケート調査・分析を実施します。

2. 青果物消費拡大実証

1の調査結果を踏まえ、専門家と連携し、小売店・外食店等で消費拡大に効果的なPOP表示や商品づくり等、ナッジ理論※を活用した行動変容の取組を実証します。

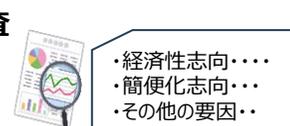
※ナッジ理論：経済的なインセンティブや行動の強制を行わずに、行動経済学に基づいて行動変容を促す手法。
（例）手に取ってほしい商品を目の高さに置いたり、魅力的なネーミングや言葉（定番人気、野菜たっぷり等）を使うことで、その商品が選択されやすくなる。

3. 野菜・果実の情報発信

WebページやSNSを用いて、1の調査結果を踏まえた消費者や産地・事業者向けの情報発信を行います。

調査・分析

○野菜・果実の消費動向調査 （アンケート調査・分析）



実証

○青果物消費拡大実証 （ナッジ理論を活用した行動変容の取組の実証）



情報発信

○野菜・果実の情報発信 （Webページ、SNSの活用）



野菜・果実の摂取拡大
生産者の所得向上

<事業の流れ>



[お問い合わせ先]

農産局園芸作物課 (03-3501-4096)

輸出先国の主要輸出障壁の実態調査、データ収集等事業

令和8年度予算概算要求額 425百万円（前年度476百万円）

<対策のポイント>

輸出先国の規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化を推進するため、輸出先国からの要求等に応じて必要となる日本産農林水産物・食品の安全性を証明する科学的データの収集・分析や諸外国の新たな規則に関する調査・分析等を実施します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

輸出先国の主要輸出障壁の実態調査、データ収集

- 放射性物質に係る日本産農林水産物・食品への輸入規制について、規制撤廃に向けた二国間協議を加速させるため、輸出先国からの要求等に応じて必要となる、日本産農林水産物・食品の安全性を証明する科学的データなどの情報の収集・分析を実施します。
- 放射性物質関係以外の輸入規制や規則についても、食品の安全性や環境への配慮等の観点から次々と新たに高度かつ複雑な規則が制定される方向にある中で、こうした規則が日本産農林水産物・食品の輸出の妨げとならないよう、輸出障壁となる可能性がある輸出先国の規則等に関する調査等を実施し影響を評価します。
- 我が国では使用が認められているが、輸出先国・地域では認められていない農薬等の化学物質について、輸出先での基準値設定を申請するために必要な各種試験データの取得や分析、輸出先当局との調整等を行います。

<事業の流れ>



課題

放射性物質、食品安全、環境への配慮等の規制や規則が輸出障壁となり、日本産農林水産物・食品が輸出できない／今後できなくなるおそれ

調査

- 輸出先国からの要求等に応じて必要となる農林水産物・食品の安全性を証明する科学的データの収集
- 規制や規則に関する情報収集・分析、輸出に与える影響の評価等



活用

- 適切なデータの提示を通じた二国間協議の加速化
- 規則の内容や、新たな規則に対応するためのガイダンスを輸出に取り組む事業者へ提供等



効果

放射性物質に係る輸入規制の撤廃のほか、収集・分析した情報に基づき、国と輸出事業者双方が規則への対応を進めることにより、日本産農林水産物・食品の輸出先国や輸出可能な品目が拡大



【お問い合わせ先】 輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1775）

持続的生産強化対策事業

令和8年度予算概算要求額 16,000百万円（前年度 14,214百万円）

<対策のポイント>

産地の持続的な生産力強化等に向けて、**農業者、農業法人、民間団体等が行う生産性向上や販売力強化等に向けた取組**を支援するとともに、**地方公共団体が主導する産地全体の発展を図る取組**を、関連事業における優先採択と併せて**総合的に支援**します。

<政策目標>

- 加工・業務用野菜の国産切替量（32万t [令和12年度まで]）
- 飼料自給率（27% [令和5年度] →28% [令和12年度まで]）

<事業の全体像>

- 農産・畜産を問わず、現場の課題が迅速に解決されるよう、**生産強化対策等を1つの事業に大括り化し、総合的に支援**します。
- 「茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進」等、関連する事業メニューにおいて、「環境負荷低減事業活動実施計画」、「輸出事業計画」等を策定した場合については、優先的に事業を実施することができます。

<主な支援メニュー>

米・麦・大豆
野菜・果樹・花き
養蜂
茶・薬用作物
畜産 等

- ・ 戦略作物生産拡大支援
- ・ 時代を拓く園芸産地づくり支援
- ・ 果樹農業生産力増強総合対策
- ・ ジャパンフラワー強化プロジェクト推進
- ・ 養蜂等振興強化推進
- ・ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
- ・ 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援 等

農作業安全
GAP 等

- ・ GAP拡大推進加速化
- ・ 農作業安全総合対策推進 等

農業者等向け事業

- 品目ごとに政策需要に対応した支援メニューを設けるとともに、重点的に取り組むべき課題の解決を後押しします。

[品目]

- ・ 米・麦・大豆
- ・ 野菜・果樹・花き
- ・ 養蜂
- ・ 茶・薬用作物
- ・ 畜産 等

都道府県向け事業

- 都道府県のイニシアチブの下で行う取組を支援します。

[メニュー]

- ・ 国際水準GAP普及推進
- ・ 持続可能性配慮型畜産推進（アニマルウェルフェア・GAP）

<対策のポイント>

物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、デジタル化・データ連携（伝票の電子化、トラック予約システム等）、モーダルシフト等の取組、物流の効率化等に必要な設備・機器等の導入、中継共同物流拠点の整備等を支援します。

<事業目標>

流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（12.4% [令和5年度実績]→10% [令和12年度まで]）等

<事業の全体像>

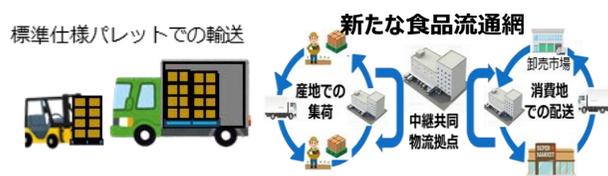
1. 持続可能な食品等流通総合対策事業 【3,200百万円（前年度 120百万円）】

① 物流生産性向上推進事業

物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等に必要な実装や、物流の効率、デジタル化・データ連携等に必要な設備・機器等の導入を支援します。また、産地や業界等の課題の状況に応じ、物流の専門家等を派遣する伴走支援等を行います。

② 中継共同物流拠点施設整備事業

新たな食品流通網の構築に必要な中継共同物流拠点の整備を支援します。



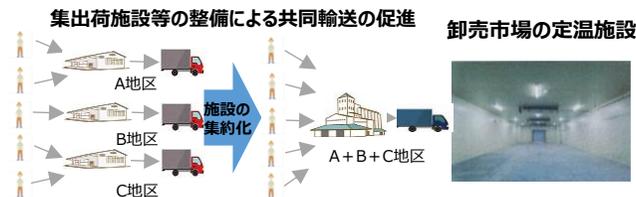
2. 強い農業づくり総合支援交付金 【12,152百万円（前年度 11,952百万円）の内数】

① 産地基幹施設等支援タイプ

産地の集出荷体制の合理化に必要な集出荷貯蔵施設等の整備や、パレットの規格統一化に対応したパレタイザー導入に係る施設の改修等を支援します。

② 卸売市場等支援タイプ

物流の効率化、コールドチェーンの確保等を図る卸売市場や積載率向上等に資する共同物流拠点の整備・機能強化を支援します。



3. 持続的生産強化対策事業 【16,000百万円（前年度 14,192百万円）の内数】

① 時代を拓く園芸産地づくり支援

加工・業務用野菜産地における物流合理化に資する大型コンテナの導入や予冷庫の利用等、新たな生産・流通体系の構築等を支援します。

② ジャパンフラワー強化プロジェクト推進

花き流通の効率化に資する標準規格のパレット・台車の導入、受発注データのデジタル化、その他効率的な流通体制の確立に資する検討や実証試験の実施等を支援します。



【お問い合わせ先】 (1、2②の事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課 (03-3502-5741)
 (2①の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
 (3の事業) 園芸作物課 (03-6744-2113)

みどりの食料システム戦略推進総合対策

令和8年度予算概算要求額 3,911百万円（前年度 612百万円）

<対策のポイント>

地球温暖化等の気候変動や生産資材の海外依存による農林漁業への影響が顕在化している中で、みどりの食料システム戦略に基づき、環境と調和のとれた食料システムを確立するため、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減等の取組やそれらを広げるための環境づくりを推進します。

<事業目標>

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成 [令和12年]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 環境負荷低減や地域資源・エネルギー利用に向けたモデル的取組への支援

① 地域の関係者が集まった協議会に対し、以下の技術実証等を支援します。

- ア 化学農薬・化学肥料の使用量低減、アミノ酸バランス改善飼料の導入、先端技術による省力化等
- イ 収量・品質等を低下させずエネルギー投入量を低減できる施設園芸における栽培体系への転換
- ウ 農業由来廃プラスチックの新たなリサイクル技術等の資源循環や排出抑制のモデル的取組
- エ 営農型太陽光発電、次世代型太陽電池のモデル的取組

② 都道府県や市町村に対し、以下の体制づくり等を支援します。

- ア みどり認定者の生産面・販売面の課題解決をサポートするみどりトータルサポートチームの整備
- イ 生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくり
- ウ 地域の資源・再生可能エネルギーを循環利用する地域づくり（農林漁業循環経済先導計画）

③ 農業者や事業者に対し、以下の取組にかかる経費等を支援します。

- ア 除草機や堆肥舎などの機械・施設の導入【みどり法の特定認定を受けた農林漁業者】
- イ 慣行農業から有機農業への転換、有機農業での就農【みどり法の認定を受けた農業者】
- ウ 堆肥プラントや物流・加工施設の導入等【みどり法の認定を受けた事業者】
- エ バイオマスプラントの導入等【地域のバイオマスを活用する事業者等】

2. 食料システム全体で取組を広げるための環境づくり

民間団体への委託または補助により、以下の取組を推進します。

- ア 関係者の理解促進に向けた活動や環境負荷低減の取組の「見える化」の推進
- イ J-クレジット創出拡大のため、農業者等が取り組むプロジェクトの形成等の推進
- ウ 新たな環境直接支払創設に向けた調査、農林水産省の全事業に対する環境配慮のチェック・要件化の本格実施に向けた検証、地域の効果的な気候変動適応策などの情報提供
- エ 有機農産物等の共同調達の取組や地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向けた専門家による相談対応などの支援

地球温暖化や生産資材調達の不安定化が深刻化する中、環境と調和のとれた食料システムの確立の重要性は増大

調達

- 地域の未利用資源の活用
- 家畜排せつ物、食品残渣などを活用したバイオマスの地産地消など



生産

- 化学農薬・化学肥料の使用量低減
- 施設園芸省エネルギー化
- 生分解性マルチの導入など



みどりの食料システム戦略

消費

- 環境負荷低減の取組の「見える化」
- 有機農産物のマルチの開催など



加工・流通

- 環境負荷を低減した農産物の加工・流通の合理化
- 実需者と産地が連携した有機農産物の共同調達など



生産性・持続性の高い食料・農林水産業を実現

<事業の流れ>



[お問い合わせ先]

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ (03-6744-7186)

スマート農業技術活用促進総合対策

令和8年度予算概算要求額 5,320百万円（前年度 1,686百万円）

<対策のポイント>

現場課題の解決に向けて、ロボット、AI、IoT等の先端技術を用いた省力化・効率化を可能とするスマート農業技術の開発・供給を推進するとともに、スマート農業普及のための環境整備を行い、スマート農業の社会実装に向けた取組を総合的に展開します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年度まで〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. スマート農業技術の開発・供給促進事業 4,602百万円（前年度1,023百万円）

スマート農業技術の開発・供給を加速化する取組を支援します。

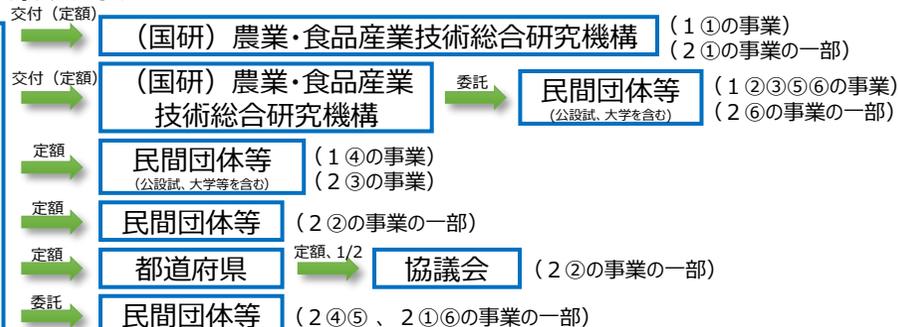
- ①重点課題対応型研究開発（農研機構対応型）
- ②重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）
- ③低コスト・小型化等現場ニーズ対応型開発
- ④先行的研究開発支援
- ⑤技術改良・新たな栽培方法の確立の促進
- ⑥スマート生産方式SOP（標準作業手順書）作成研究

2. スマート農業普及のための環境整備 718百万円（前年度663百万円）

スマート農業を普及させるための環境整備を行います。

- ①農林水産データ管理・活用基盤強化
- ②データ駆動型農業の実践・展開支援事業
- ③農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討
- ④スマート農業教育推進
- ⑤次世代の衛星データ利用加速化事業
- ⑥スマート農業イノベーション推進会議（IPCSA）の運営

<事業の流れ>



技術開発・供給

1. スマート農業技術の開発・供給促進事業

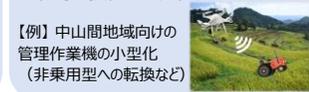
①農研機構による基幹的・基盤的技術の研究開発



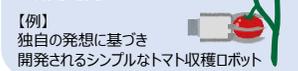
②民間事業者による重要・高難易度な技術の研究開発



③中山間地域等の生産現場のニーズを踏まえた即戦力となる低コスト・小型化等の技術の研究開発



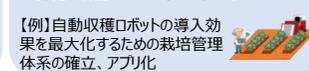
④AIやロボティクス等のユニークな技術を有する高専や職業能力開発大学校等と民間事業者が連携した研究開発



⑤開発事業者とサービス事業者が連携した技術の質的向上や技術に適合した新たな栽培方法の検証



⑥技術の導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者を介した技術の運用方法等の検証、標準作業手順書（SOP）の作成



普及に向けた環境整備

2. スマート農業普及のための環境整備

① WAGRI ukabis データ連携基盤（WAGRI・ukabis）、AI、オープンAPIの活用を推進
 農業者のデータ活用による生産性向上等の実現

② データ収集・分析機器の活用
 生産性・収益向上に結びつける体制づくり等

③ ロボット農機（無人）
 遠隔監視によるロボット農機の安全技術等の検証及び安全確保策の検討

④スマート農業教育推進
 オンライン講座、体験型研修

⑤ 衛星データ活用技術の横展開
 ・衛星活用技術の試験的導入
 ・利活用のマニュアル作成
 ・利活用事例の情報発信 等
 衛星データの新たな利活用に向けた適用可能性調査

⑥スマート農業イノベーション推進会議（IPCSA）の運営
 生産方式の革新
 開発・供給等の技術

スマート農業の社会実装・実践

【お問い合わせ先】 農林水産技術会議事務局研究推進課 (03-3502-7462)

輸出環境整備推進事業

令和8年度予算概算要求額 1,385百万円（前年度 1,298百万円）

<対策のポイント>

農林水産物・食品輸出本部の下で、輸出先国で講じられる規制等の調査・分析、施設認定・証明書発給等の輸出手続の円滑化、輸出先国が求める食品安全規制等への対応強化など、輸出事業者が輸出に取り組むための環境整備を実施します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化 425百万円（前年度 476百万円）

政府間交渉に必要となる科学的データの収集・分析、輸出障壁解消のための諸外国の規則に関する調査・分析や影響評価等を実施します。

2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上 162百万円（前年度 162百万円）

証明書発行や施設の認定を行う都道府県、登録認定機関等における研修等による実務担当者の能力向上、人員の増強や検査機器の導入等を支援します。

3. 生産段階での食品安全規制等への対応強化 799百万円（前年度 661百万円）

- ① 事業者による輸出先国の規制等へ取り組む対応として
 - ア 農畜水産物モニタリング検査及び検査法の確立
 - イ 国際的認証の取得、施設認定、輸出先国検査官の招へい、新たな規制等に対応するための検査、HACCPや規制への対応に係る研修等の開催等を支援します。
- ② 国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及を行います。
- ③ EU等向け輸出水産食品取扱施設の認定・監視等を行います。
- ④ 二枚貝等の生産海域指定や輸出の制限要因克服のためのデータを収集します。
- ⑤ 農林水産物・食品製造等施設の登録規制への対応を行います。

【1. 協議の加速化】



科学的データの収集・分析や規則の調査

【2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上】

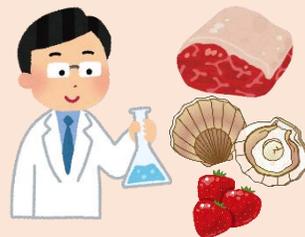


研修等による実務担当者の能力向上の支援

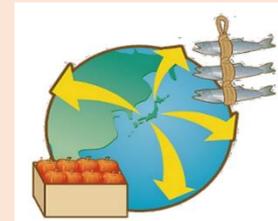


証明書発行業務の人員増強の支援

【3. 生産段階での食品安全規制等への対応強化】



農畜水産物モニタリング検査等の支援



国際的認証や施設認定の取得等の支援



EU等向け輸出水産食品取扱施設の認定・監視等

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

（1、2、3①③④⑤の事業）
（3②の事業）

輸出・国際局規制対策グループ
消費・安全局食品安全政策課

（03-6744-2378）
（03-3502-8731）